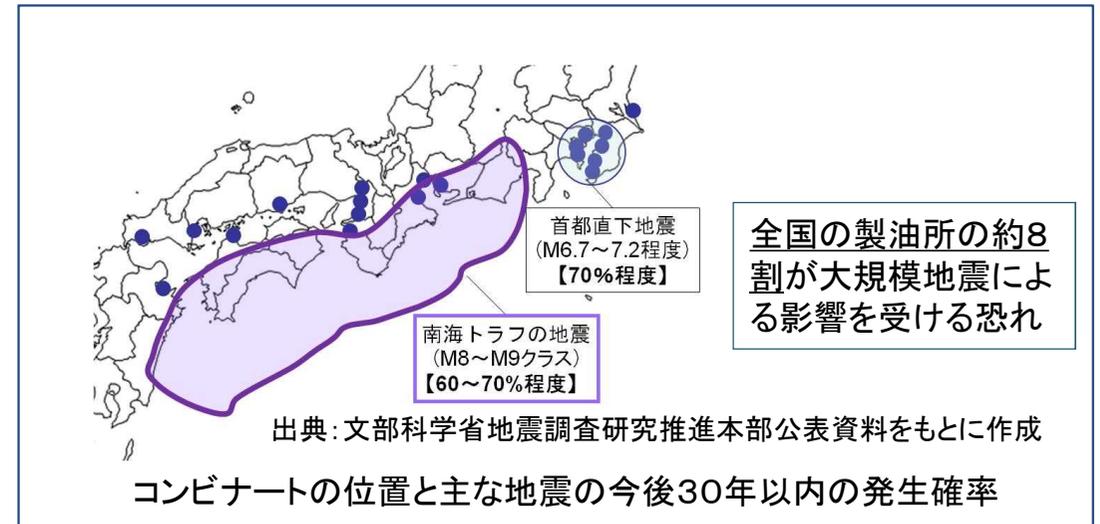
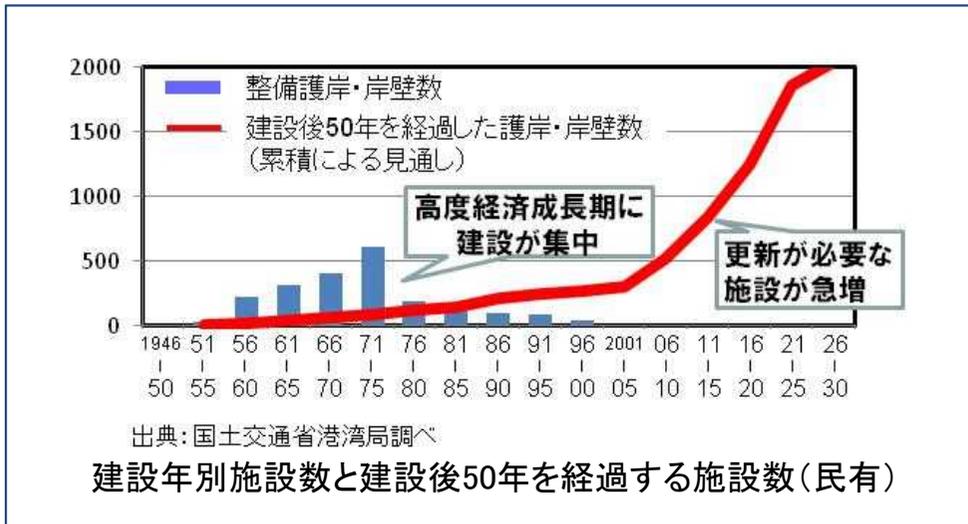
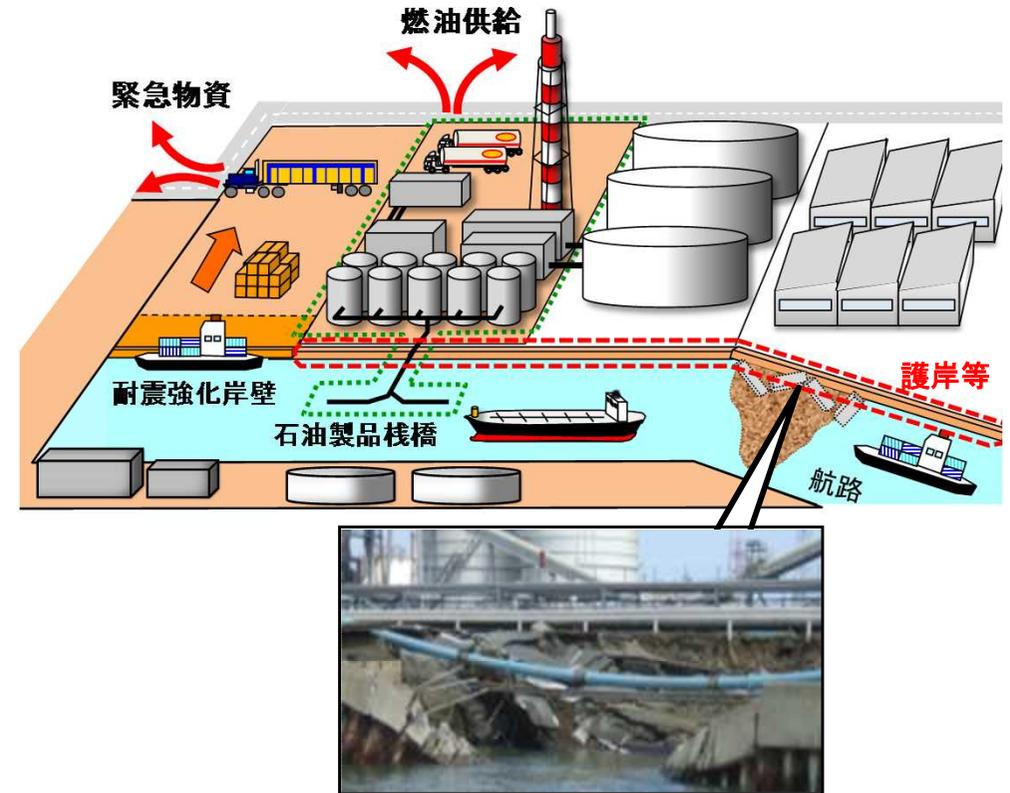


コンテナト港湾等の強靱化の推進について

国土交通省 港湾局
海岸・防災課 危機管理室
平成27年2月4日

コンビナート港湾等の強靱化推進の背景

- 東日本大震災では、民有護岸が被災し航路に土砂が流出したことにより、長期間にわたって船舶交通に支障が生じ、緊急物資等の輸送にも悪影響を与えた。
- 高度経済成長期に集中的に建設された民有護岸等の老朽化の進展や、コンビナート等の被災リスクが増大する等の課題も顕在化している。
- コンビナートなど、民有護岸が多い港湾の災害時の航路機能確保のためには、民間企業の耐震改修の取組を促進することが必要。
- 民間企業にとっては、耐震改修は収益に直結しない投資であるため、その取組を更に促進するための支援が必要。



土砂流出による航路閉塞のリスク（鹿島港の事例）

- 東日本大震災発生後、鹿島港では、地震・津波で被災した民間護岸・岸壁から流出した土砂が航路へ流出し、公共岸壁に至る航路の利用が制限され、船舶航行の再開まで約2週間を要した。
- 土砂が一旦航路に流入すると、完全復旧までに長期間を要するため、土砂が流出しないよう事前の対策を講じることが重要。



凡例  航路埋没範囲

・発災後の復旧状況
 発災約2週間後…最低限の航路機能を確保（土砂の撤去に先立ち、岸壁、護岸の安定性を確認）
 約4ヶ月後…暫定の航路幅で計画水深(-10m)を確保
 約1年後…元の航路幅で計画水深(-10m)を確保

燃料供給への影響（仙台塩釜港の事例）

地震・津波により東北・関東地方の太平洋側の製油所及び油槽所が被災し、東日本全体の燃料供給能力が激減。
(3月15日より航路啓開作業を開始し、3月21日には震災後初めて塩釜港区に石油タンカーが入港)

ガソリン、食料不足深刻

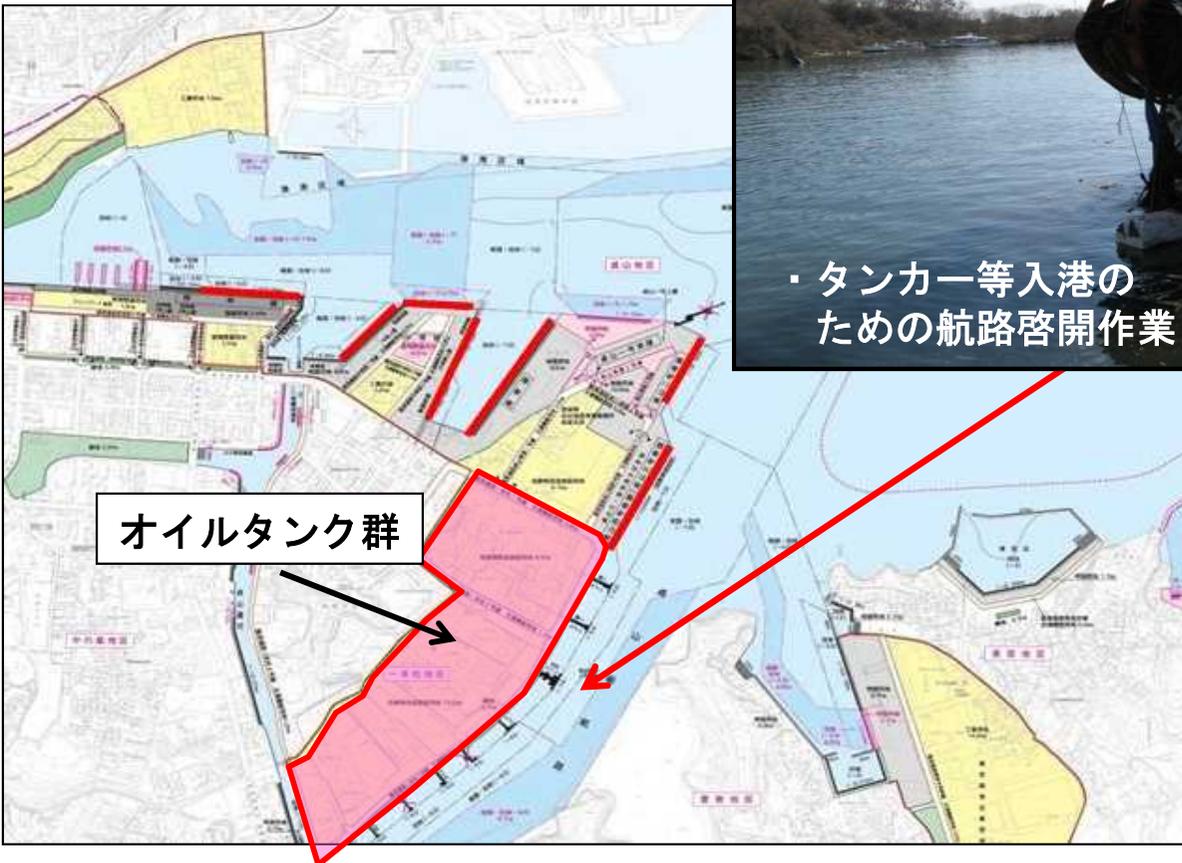


平成23年3月14日
読売新聞17面
(山形県版朝刊)

貞山堀航路



・タンカー等入港のための航路啓開作業



平成23年3月21日 石油タンカー入港
(写真提供：海上保安庁)

コンビナート港湾等の強靱化推進のための対策

<監督強化>

●維持管理についての監督強化【H25港湾法改正】

民有護岸等の所有者に対して、維持管理状況の報告を求め、必要に応じて勧告・命令

<関係者の連携>

●BCPの策定の推進

発災後の緊急物資輸送や燃油供給の維持に関する港湾BCPの策定を推進

<耐震改修に係る支援>

●法人税の特例措置(特別償却20%)

【H26税制改正】

航路沿いの護岸、岸壁、棧橋(特定技術基準対象施設)のうち、平成26年度末までに地震に対する安全性等に係る点検結果を報告し、その後3年以内に耐震改修を行った施設が対象

●無利子貸付制度【H26港湾法改正】

- ・耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場(特別特定技術基準対象施設)が対象
(大規模地震が想定される地域から優先的に実施)
- ・貸付率は、国:港湾管理者:民間事業者=3:3:4

取組を
更に加速

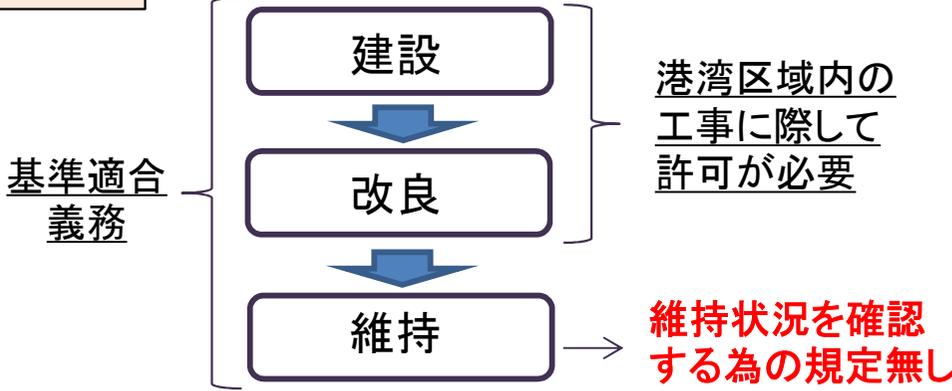
●固定資産税の特例措置(5年間課税標準2/3)【H27税制改正】

- ・上記の無利子貸付を受けて耐震改修を行った施設が対象
- ・特例期間は、平成27年度～平成29年度

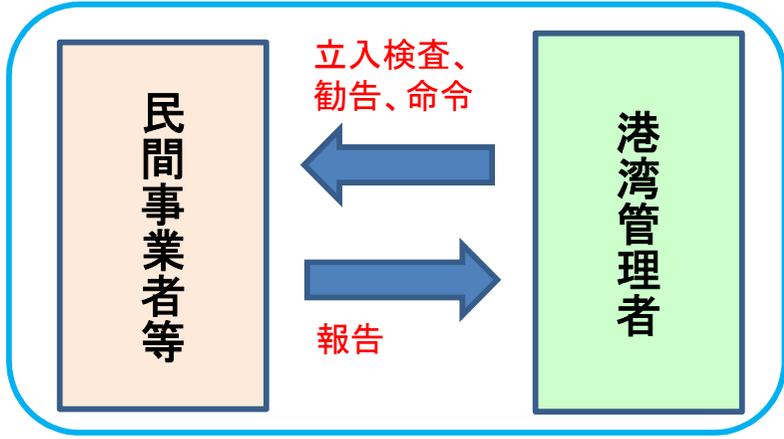
民有護岸等の維持管理に対する監督強化

○水際の港湾施設(特定技術基準対象施設)を管理する民間事業者に対し、港湾管理者が維持管理の状況について報告を求めるとともに、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令の措置を講じる制度を創設。(H25.6改正港湾法公布、当該部分はH26年6月施行)

H25法改正前 : 技術基準への適合状況の確認は建設、改良時のみ



H25法改正後 : 維持管理状況についても確認が可能となる



「特定技術基準対象施設」

非常災害により損壊した場合、船舶の交通に支障を及ぼすおそれがある施設(港湾法第56条の2の21)

【対象施設】

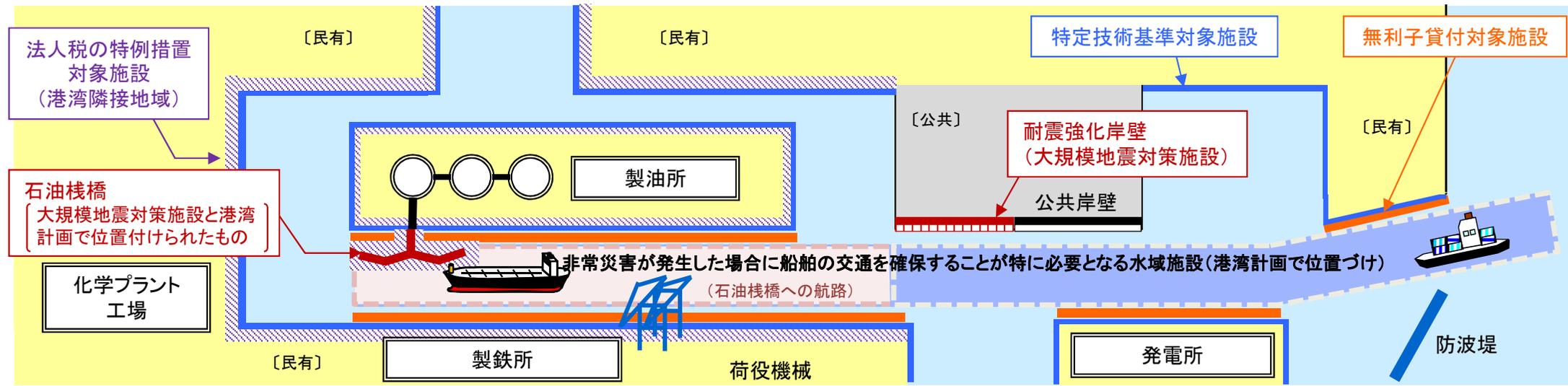
- ・外郭施設(防波堤、護岸 等)
- ・係留施設(岸壁、棧橋 等)
- ・固定式荷役機械 軌道走行式荷役機械
- ・橋梁、トンネル
- ・廃棄物埋立護岸

無利子貸付及び法人税の特例措置の対象施設

全国の特定技術基準対象施設※₁（下図の青線部分が該当）のうち、以下の施設については、無利子貸付、税制特例により耐震改修を促進。
 ①法人税の特例措置の対象は、青線部分のうち港湾隣接地域（港湾法37-2）※₂に存する**護岸、岸壁及び棧橋**。
 ②無利子貸付の対象は、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾内の**大規模地震対策施設（耐震強化岸壁や石油製品の入出荷施設）に至る航路沿いの護岸、岸壁及び物揚場**。（下図の橙線部分が該当）

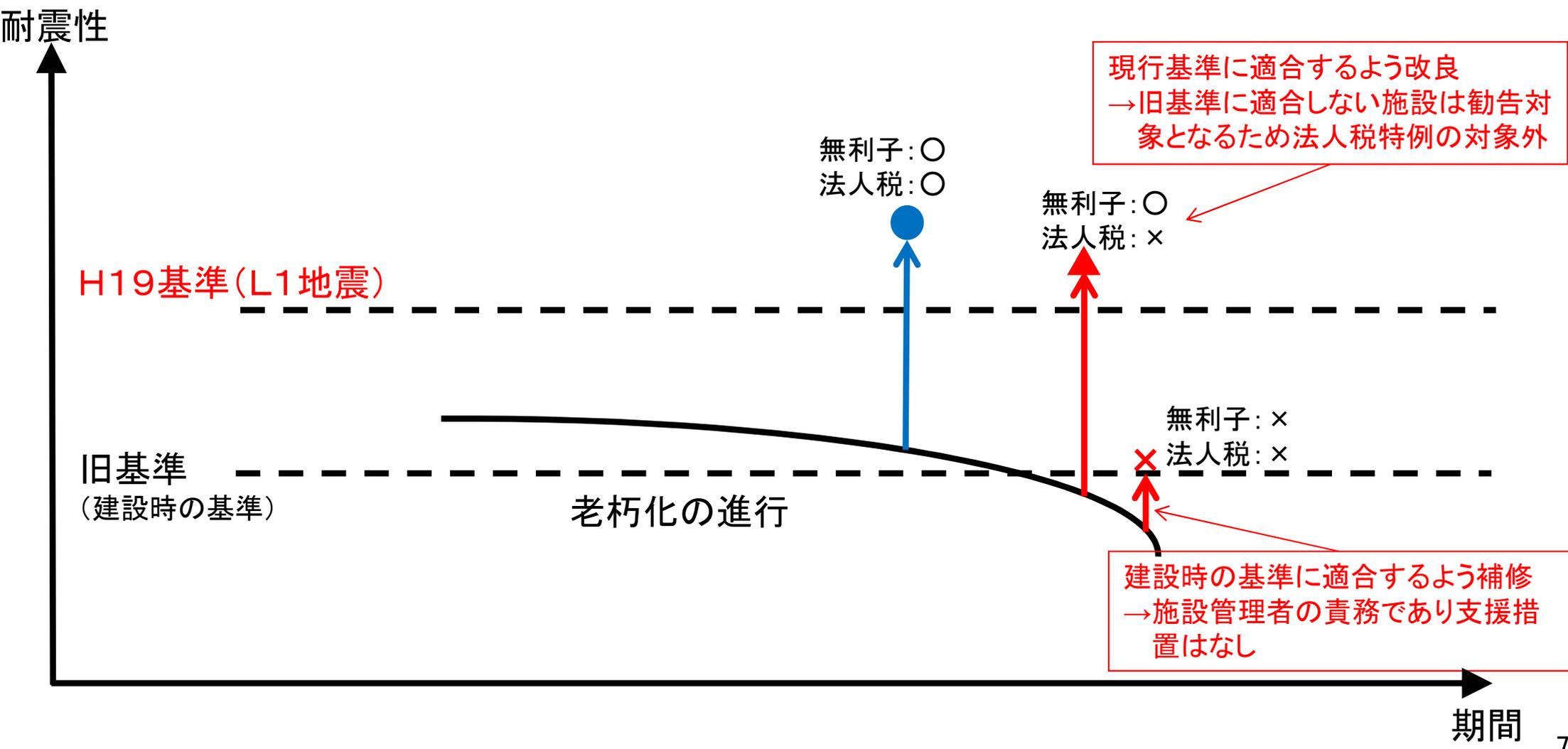
	対象港湾	港内において対象となる区域	対象施設
法人税の特例措置	—	港湾隣接地域に存する施設	護岸、岸壁、棧橋
無利子貸付 ※ ₃	国際戦略港湾、国際拠点港湾 及び重要港湾	非常災害が発生した場合に船舶の交通を確保することが特に必要となる水域施設沿い	護岸、岸壁、物揚場 （特別特定技術基準対象施設）

- ※₁ 対象施設については、港湾法施行規則で外郭施設、係留施設、橋梁、荷役機械、廃棄物埋立護岸等を規定（平成26年6月施行）。
- ※₂ 港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持、保全し、港湾機能を十分発揮させるために、港湾区域に隣接する背後地において、建設物の構築・改築への荷重制限等を港湾管理者が行う陸域。指定・変更には、公聴会の開催が必要。
- ※₃ 首都直下地震等の被災が想定される地域など、被災の影響が大きく対策の緊急性が高いと考えられる地域（後述）を中心に実施。



支援制度の適用の考え方

- 無利子貸付、法人税の特例措置ともに、旧基準で建設された施設を現行基準に適合するよう改良する場合に支援対象となる。
(新規建設や、旧基準に適合させる維持補修は対象外)
- 法人税の特例措置は、現行の技術基準に適合させるよう前倒して改修を行う事業者に対する優遇措置であることから、維持管理が不十分なために建設時の基準を満たさなくなった施設(改正港湾法で勧告に相当)については対象外とする。
- 一方、無利子貸付は全ての事業者を対象とした支援措置であり、旧基準で整備された施設を新基準に適合させるよう改修する場合は、全て対象となり得る(但し、上記のとおり旧基準に適合させる維持補修は対象外)。



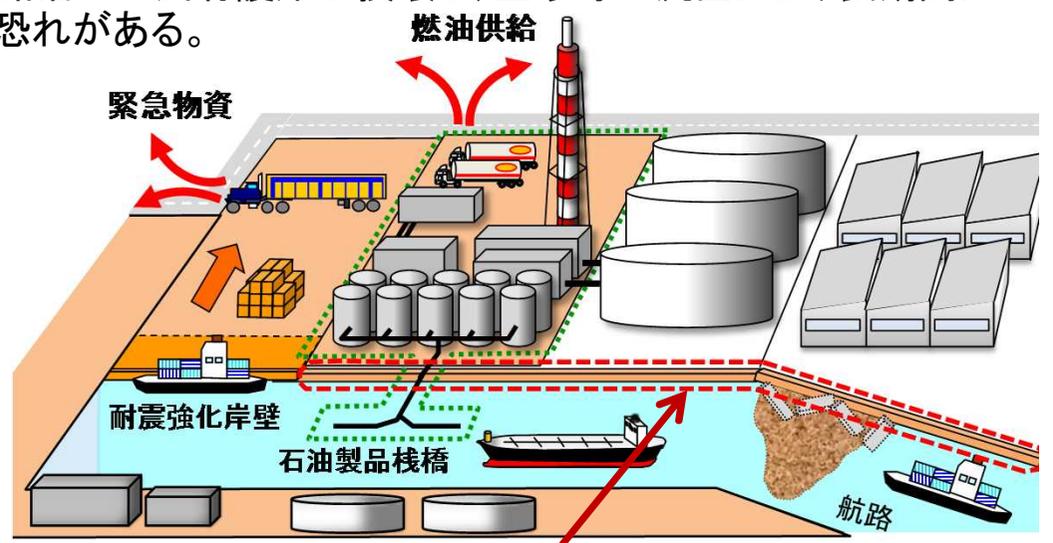
緊急物資等の輸送確保に向けた港湾における民有護岸等の耐震改修促進のための課税標準の特例措置の創設(固定資産税)

民間事業者が所有する護岸等の耐震改修を促進し、大規模地震発生時の航路機能を確保するため、民間事業者が国の無利子貸付制度を活用し、特別特定技術基準対象施設(護岸等)を耐震改修する場合における地方税の特例措置を創設する。

施策の背景

- 東日本大震災では、航路沿いの民有護岸等が損壊し、航路内に土砂が流出する等、船舶の航行にも支障を及ぼした。
- 首都直下型地震等が発生した場合、耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸が損壊し、土砂等の流出により長期間にわたり緊急物資等の輸送が困難となる等、港湾機能が麻痺する恐れがある。
- このため、平成26年度税制改正により、特定技術基準対象施設の耐震改修に対する法人税の特例措置が創設された。
また、平成26年4月に港湾法が改正され、耐震強化岸壁等に至る民有護岸等(特別特定技術基準対象施設)の改良に対する無利子貸付制度が創設された。
- 一方、南海トラフ沿いの地域におけるM8~9クラスの地震、南関東におけるM7地震の発生確率はともに30年以内に70%とされる[※]など、更なる対策を講じる必要性が高まっている。

※平成26年4月地震調査研究推進本部公表



航路沿いの民有護岸等の耐震改修を促進し、災害時の航路機能を確保

要望の結果

- 国の無利子貸付制度を活用し、特別特定技術基準対象施設を耐震改修する民間事業者に対する地方税の特例措置を創設。
 - ・特例措置の内容：取得後5年間、固定資産税の課税標準 2/3
 - ・特例期間：平成27年度~平成29年度
 - ・対象施設：無利子貸付制度の適用を受けた特別特定技術基準対象施設(護岸、岸壁及び物揚場)

【無利子貸付制度】参照条文

○港湾法(昭和25年法律第218号)

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る資金の貸付け)

- 第五十五条の八 国は、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者が港湾管理者以外の者(国を除く。)で国土交通大臣が政令で定める基準(下記の①)に適合すると認める者に対し、特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が第三項において準用する前条第三項の規定によるほか第三項において準用する同条第五項の政令で定める基準に適合しているときは、その貸付金に充てるため、その貸付金額の範囲内で政令で定める金額(下記の②)を無利子で当該港湾管理者に貸し付けることができる。
- 2 前項の特別特定技術基準対象施設は、第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設のうち、非常災害により損壊した場合において、大量の土砂その他の物件を水域施設(非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めるものに限る。)(次頁③)に流入させることにより、長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定める港湾施設(次頁④)で、第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画においてその改良に関する計画が定められたものをいう。
- 3 (略)

○港湾法施行令(昭和26年政令第4号)

(特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準) →①

- 第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事实施計画を有する者であること。
 - イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。
 - ロ 当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることがないよう必要な強度を有するものであること。
 - 二 当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。
 - 三 第一号の工事实施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。
 - 四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額) →②

- 第九条の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

※貸付けの条件の基準については、法第55条の7の規定を準用

【無利子貸付制度】参照条文

○港湾法施行規則(昭和25年運輸省令第98号)

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る認定申請の手続)

第二十七条の二 法第五十五条の八第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を記載した当該特別特定技術基準対象施設の**工事实施計画**

イ 特別特定技術基準対象施設の総体の名称及び位置(縮尺五万分の一以上の平面図をもつて表示すること。)

ロ 護岸の長さ及び構造

ハ 岸壁又は物揚場の長さ、係留能力及び構造

ニ ロ及びハに掲げる施設の配置(縮尺一万分の一以上の平面図をもつて表示すること。)

ホ 工事に要する費用の概算

ヘ 工事の着手及び完成の予定期日

ト 特別特定技術基準対象施設の要求性能

チ 特別特定技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

リ ト及びチの照査方法

ヌ その他国土交通大臣が必要と認める事項

二 次に掲げる事項を記載した特別特定技術基準対象施設の**管理運営計画**

イ 特別特定技術基準対象施設の点検及び診断の実施方針

ロ 特別特定技術基準対象施設の維持工事等の実施方針

ハ その他特別特定技術基準対象施設の管理運営に関し必要な事項

三 次に掲げる事項を記載した特別特定技術基準対象施設に係る**資金計画**

イ 資金の調達方法

ロ 資金の使途

四 特別特定技術基準対象施設に係る**収支計画**

(法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める水域施設) →③

第二十七条の三 法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める水域施設は、次に掲げる施設とする。

一 **岸壁又は棧橋(いずれも当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設(港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。))として定められているものに限る。))の機能を確保するための航路及び泊地(次号に掲げるものを除く。)**

二 **石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)第二条第二項に規定する指定石油製品を取り扱う係留施設(当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設として定められているものに限る。))の機能を確保するための航路及び泊地**

(特別特定技術基準対象施設) →④

第二十七条の四 法第五十五条の八第二項の国土交通省令で定める港湾施設は、**護岸、岸壁及び物揚場**とする。

【無利子貸付制度】港湾計画への位置づけ

港湾計画への記載事項

- ・港湾計画に位置づける特別特定技術基準対象施設が位置する当該港湾内の地区名（施設の範囲が複数の地区に及ぶ場合には全ての地区名を列挙する）
- ・機能を確保する必要がある大規模地震対策施設の種類、規模及び配置
※記載する予定の大規模地震対策施設が、既定計画において大規模地震対策施設計画に位置づけられていない場合には、本計画事項と併せて、当該施設を大規模地震対策施設計画に位置づけることとする。
- ・非常災害により損壊した場合に長期間にわたり船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのある施設のうち、特別特定技術基準対象施設として必要な改良を行う対象となるものの種類（施行規則第27条の4に規定する施設の種類のみとする）

※港湾計画図の記載については、改良範囲等詳細な記載が困難であること、図面が煩雑となるおそれがあることを踏まえ、特別特定技術基準対象施設については図示しない

特別特定技術基準対象施設に関する港湾計画の変更区分

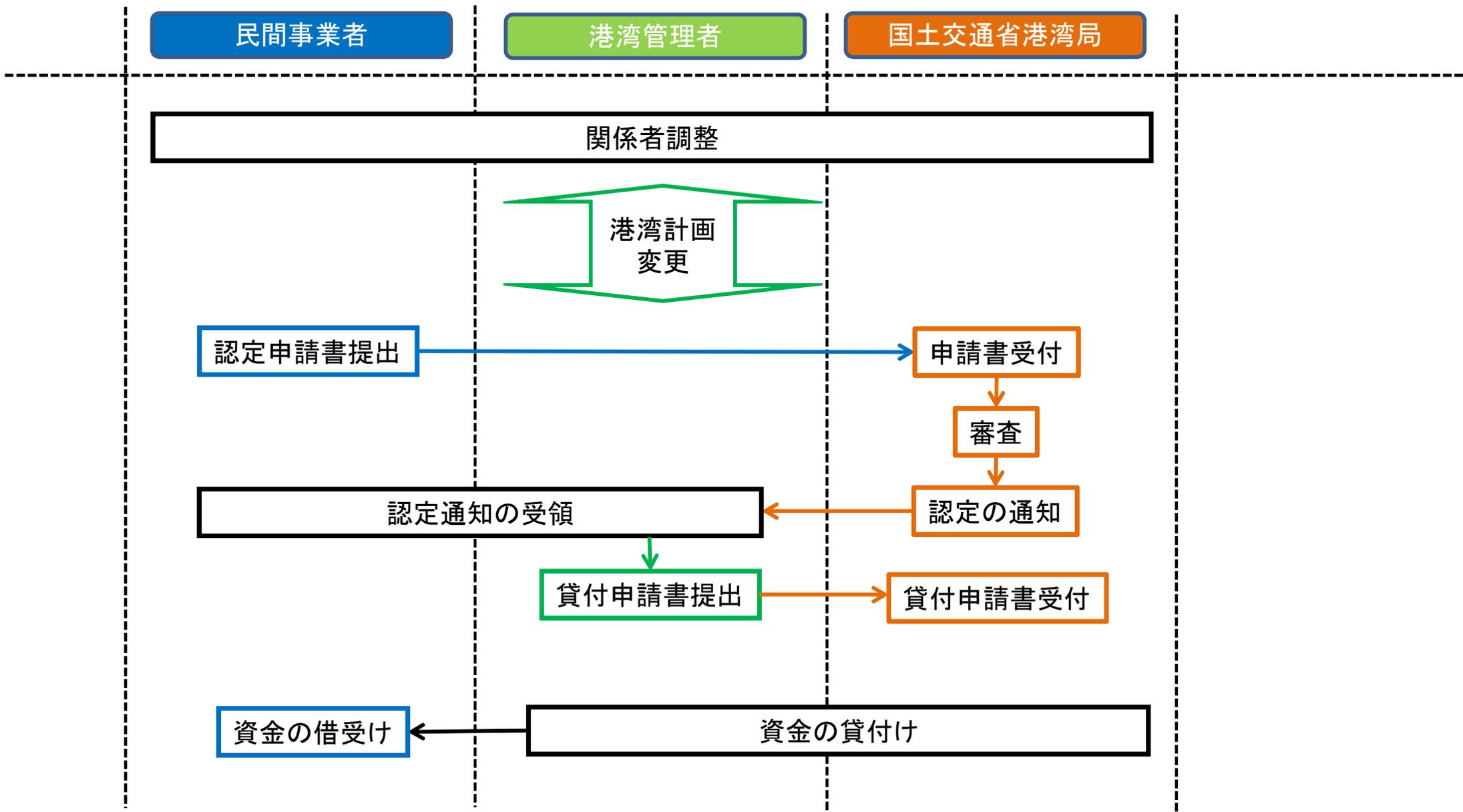
法第55条の8第1項の規定に基づく無利子貸付制度の適用対象となる国及び港湾管理者以外の者が所有する施設に係る変更は、**軽易な変更として取り扱う**。ただし、本計画事項に併せて直轄工事の対象とする港湾施設に係る大規模地震対策施設計画の変更を行う場合には、一部変更となる。

大規模地震対策施設について

従来指定を行ってきた、物資の緊急輸送や住民の緊急避難等の機能を持つ緊急物資輸送対応の施設、または経済活動を支えるために必要な当該港湾の物流機能の維持の機能を持つ幹線貨物輸送対応の施設に加え、**石油製品の入出荷を行う係留施設**についても、事業者との調整が整った施設について、適切に大規模地震対策施設計画に位置づける。

※港湾法第55条の8第2項に規定する特別特定技術基準対象施設に係る港湾計画における取扱等について より抜粋

【無利子貸付制度】手続きの流れ



【法人税の特例措置】参照条文

○租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)

(耐震基準適合建物等の特別償却)

第四十三条の二

2 青色申告書を提出する法人で、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項に規定する港湾隣接地域内において有する同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設(非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるもの(下記の①))に限る。以下この項において同じ。)につき平成二十七年三月三十一日までに同法第五十六条の五第三項の規定による同法第二条第一項に規定する港湾管理者からの求めに対し同法第五十六条の五第三項の規定による報告(同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。)を行ったもの(当該特定技術基準対象施設につき同法第五十六条の二の二十一第一項の規定による勧告を受けたものを除く。)が、港湾法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三十一号)附則第一条第二号に定める日から当該報告を行った日以後三年を経過する日までの間に、当該特定技術基準対象施設の部分について行う改良のための工事の施行に伴って取得し、若しくは建設する当該特定技術基準対象施設(港湾法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合するものとして財務省令で定めるところにより証明がされたもの(下記の②))の部分(以下この項において「技術基準適合施設」という。)のうちその建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は技術基準適合施設を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該技術基準適合施設の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該技術基準適合施設の普通償却限度額と特別償却限度額(当該技術基準適合施設の取得価額の百分の二十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)

(耐震基準適合建物等の特別償却) →①

第二十八条の二 法第四十三条の二第二項に規定する政令で定めるものは、護岸、岸壁及び栈橋とする。

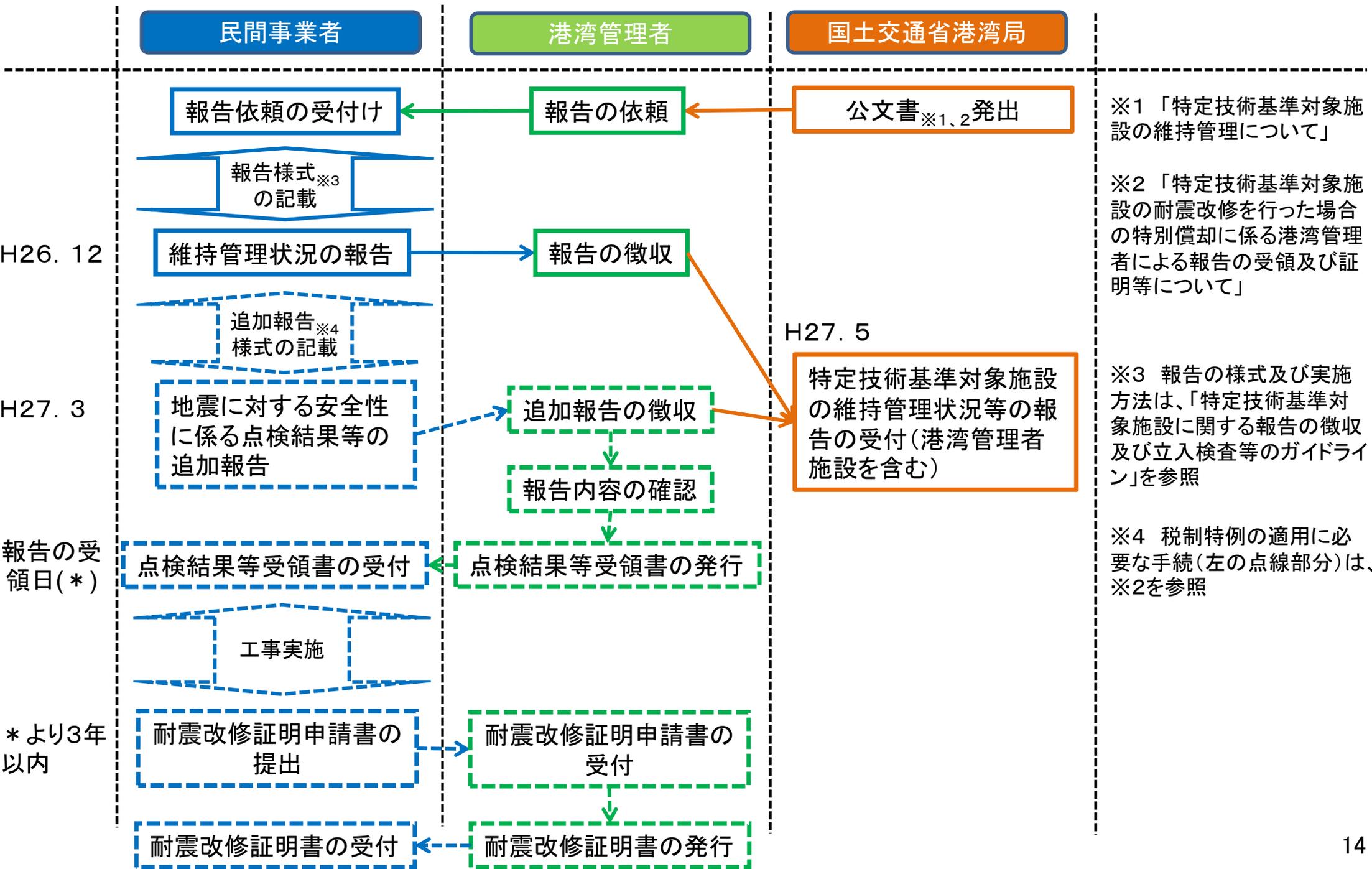
○租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)

(耐震基準適合建物等の特別償却) →②

第二十条の十一

2 法第四十三条の二第二項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者の当該特定技術基準対象施設(同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設をいう。以下この項において同じ。)がその部分について行う改良のための工事により同法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準に適合することとなるものである旨を証する書類により証明がされた当該特定技術基準対象施設とする。

【法人税の特例措置】手続きの流れ



【法人税の特例措置】適用条件

地震に対する安全性に係る報告の要件

- i) 地震に対する安全性に係る点検結果(陸上目視、海上目視、電位測定、施設の変位状況の測量、部材の肉厚測定、水中目視その他技術基準への適合状況を確認するために必要な点検の結果)に関する報告であること
- ii) 点検結果により判定された劣化状況等を踏まえ、当該特定技術基準対象施設の設計の考え方と照らし合わせ、当該施設が、
①建設当時の技術基準に適合しているかどうか、②現行の技術基準で求める耐震性が確保されていないものであるか、を判定したものであること

● i) 及び ii) の結果の概要について、「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」の表3.8(特定の事項に係る詳細な報告の場合)に必要な事項を記載し、様式4.2と併せて、港湾管理者に報告することとする。

● また、上記に加え、i) については、「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」に定める報告の徴収様式(表3.1又は表3.3)により、必要な点検が行われているか、及び点検診断の評価結果について確認することとする。上記で情報が不十分である場合、追加で必要な報告を求めることとする。

● ii) については、民間事業者が行う計算結果をもって、技術基準への適合性を確認することとする。

【法人税の特例措置】適用条件

耐震改修証明書の発行の要件

- i) 港湾法第37条第1項に規定する港湾隣接地域に存するものであること
- ii) 港湾法第56条の5第3項の規定による点検の結果報告(同法第56条の2の2第1項に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限る。)を受理した日から3年を経過していないこと
- iii) 港湾法第56条の2の21第1項の規定による勧告を受けていないものであること
- iv) 改良により港湾法第56条の2の2第1項に規定する技術基準に適合することとなったこと

●「耐震改修証明申請書」と併せ、当該施設の所在地、建設年月日が確認できる書類、現行の技術基準に適合することが確認できる書類、及び地震に対する安全性に係る点検結果の受領書を添付し、港湾管理者に提出することとする。

●港湾管理者におかれては、申請書をもとに、上記 ii) 及び iv) の要件を満たすことを確認するとともに、i) 及び iii) につき、港湾管理者において要件を満たすことを確認することとする。

● i) については、申請の段階で港湾隣接地域に存することが確認されれば、要件を満たすものとして差し支えない。税制の適用を受けようとする民間事業者より、港湾隣接地域の指定について相談が来ることも想定されるため、港湾管理者におかれては、管内の港湾における港湾隣接地域の指定につき適切に進められたい。